

コロナ休暇 177日取得

川崎市職員 2年足らずで

川崎市役所で、新型コロナウイルスに感染した職員や、保育所の臨時閉園で子どもの世話が必要な職員らに認められる「特別休暇」を、2年足らずの間に計177日分取得した職員がいることがわかった。市は、同休暇が乱用されていないか実態を調べる。

特別休暇は災害対応や家族の看護、介護などのために設けられており、市は2020年春から、国に準じてコロナ対応でも使えるようにした。取得者には診断書などを求めるのが原則だが、コロナ禍拡大による医療機関の逼迫などを考慮して省略可としてきたという。

20年4月～22年1月の市の集

診断書は省略可 実態調査へ

計では、教員も含めた市職員約1万9000人のうち、約6600人が延べ約3万2800日の休暇を取得。取得日数が最多の177日だったのは、市教育委員会事務局の男性職員。市教委は「（自分の子の）保育所の臨時閉園のほか、登園自粛要請を受けた取得もあった。現時点で手続き上の問題は見つかっていない」としている。

9日の市議会予算特別委員会で同休暇の取得状況などをただした三宅隆介市議員（無所属）は、取得日数が突出しているケースなどの実態調査を市に要請。「職員の休職状況の把握が不十分だ」と指摘した。